

○福利厚生委員会規則

〔平成26年2月27日〕
〔法人規則第3号〕

福利厚生委員会規則

(設置)

第1条 筑波大学（筑波地区に限る。）の学生及び教職員における、学内の福利厚生事業に関する意見を集約し、その反映の場とすることを目的とし、福利厚生事業の充実、改善等に関する事項の検討及び連絡調整を行うため、福利厚生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 福利厚生事業の運営に関する基本事項
- (2) 事業の企画及び運営並びに改善等に関する事項
- (3) その他、必要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学生を担当する副学長
- (2) 学生生活支援室長
- (3) 全学学類・専門学群代表者会議から推薦された者 9人
- (4) 各系（ビジネスサイエンス系を除く）から選出された教員 各1人
- (5) 総務部、財務部から選出された職員 各1人
- (6) エリア支援室から選出された職員 1人
- (7) 学生部長
- (8) 学生部学生生活課長
- (9) その他、委員長が指名する者 若干人

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 第3条第3号から第6号まで及び第9号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 第1項の委員は、任期が満了した場合において、新たに委員が任命されるまでは、同項の規定にかかわらず、引き続きその職務を行う。
- 3 委員が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

第6条 委員会は、必要と認める時は、委員以外の出席を求めることができる。

(小委員会)

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、検討小委員会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生部学生生活課において行う。

附 則

この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。